

定 款

杏林製薬株式会社

2023年4月1日変更

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、杏林製薬株式会社と称し、英文ではKYORIN Pharmaceutical Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、診断試薬、工業薬品、農薬、医薬品を除く毒物・劇物、衛生材料、衛生用品の製造売買および輸出、輸入
2. 医療用機器、医療用具、計量機器、健康機器の製造売買および輸出、輸入
3. 医薬品の開発試験、製剤研究、安全性試験、治験薬製造および受託
4. 化学食品、健康食品、栄養食品、食品添加物、香料、化粧品の製造売買および輸出、輸入
5. 実験用動物の生産、販売および輸出、輸入
6. 紙類および加工紙、燃料用油脂の売買および輸出、輸入
7. 食料品の売買および輸出、輸入
8. 電気通信機械器具、光学機器、包装用機器、陶磁器、事務用品、日用品雑貨、衣料用繊維製品の売買および輸出、輸入
9. 不動産、スポーツ施設の管理、売買および賃貸借
10. 印刷業および出版業
11. 宣伝広告代理業
12. 総合リース業
13. 倉庫業および貨物運送取扱事業ならびに運送代理店業
14. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業
15. 医療廃棄物処理業
16. 金銭の貸付、有価証券等の売買
17. 工業所有権の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡
18. 各種事業を営む国内外の会社の株式もしくは持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
19. 当会社がその株式もしくは持分を所有する他の会社に対する経営指導および管理業務の受託
20. 前各号に附帯または関連する一切の事業および関連する事業に対する投資

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査役
- ③監査役会
- ④会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億9千7百万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続ならびにこれらの手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- ②当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、東京都区内において毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 16 条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

②当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任 期)

第 20 条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

②当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役名誉相談役1名、取締役相談役1名、取締役名誉会長1名、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

(顧問および相談役)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議により、顧問および相談役を置くことができる。

(招集権者および議長)

第 23 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第 24 条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法等)

第 25 条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

②当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第 28 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第 30 条 当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 当会社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、常勤の監査役のうちから常任監査役若干名を選定することができる。

(招集通知)

第 32 条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議方法)

第 33 条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもってこれをを行う。

(監査役会規則)

第 34 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 35 条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

③前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 39 条 当会社の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上